

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令 和 3 年 (受) 第 1 9 8 1 号
決 定 日	令 和 4 年 5 月 1 2 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	山 口 厚 深 山 卓 也 安 浪 亮 介 岡 正 晶 堺 徹
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	福岡高等裁判所令和3年(ネ)第81号(令和3年8月20日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none">1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は申立人の負担とする。 <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>令和4年5月12日</p> <p>最高裁判所第一小法廷</p> <p>裁判所書記官 船 山 佳 宏 (印)</p>	

当事者目録

申立人	福島民友新聞株式会社
同代表者代表取締役	中川俊哉
同訴訟代理人弁護士	喜田村洋一 ほか
相手方	グリーンコープ生活協同組合連合会
同代表者代表理事	熊野千恵美
同訴訟代理人弁護士	篠木 潔 ほか

これは正本である。

令和 4 年 5 月 1 2 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 船山佳宏

